

## 新入社員・雇入れ時等安全衛生教育実施要領

労働安全衛生法第 59 条は、労働者を雇い入れたとき、また、作業内容を変更したとき、当該労働者に対して、労働安全衛生規則第 35 条に定める事項について教育する義務を事業者に課しています。本講習は、第 35 条に定める事項のうち事業場固有の事項以外のものについて、下記要領により教育を実施するものです。

### 記

1. 日 時 令和 5 年 4 月 16 日 8 : 50 ~ 16 : 40 ( 8 : 30 受付 8 : 50 オリエンテーション )
2. 場 所 相生労働基準協会
3. カリキュラム (定 員 28 名)

時 間	内 容
9 : 00 ~ 12 : 10 (途中休憩 5 分 × 2 回)	I. はじめに
	II. 安全につながる仕事の基本
	III. 職場の安全衛生管理
	IV. 安全な仕事の基本
	V. 安全な仕事の進め方
12 : 10 ~ 13 : 00	昼食
13 : 00 ~ 16 : 40 (途中休憩 5 分 × 3 回)	V. 安全な仕事の進め方
	VI. 安全で快適な環境のために
	VII. 日常生活でも気を付けよう
	VIII. 健康に過ごす

#### 4. 受講料及びテキスト代

受 講 料 8,910 円 (税込) (非会員は 11,410 円)

テキスト代 968 円 (税込) 使用テキスト : 「新入者安全衛生テキスト」中央労働災害防止協会編

・受講料は下記口座へ振込下さい。(振込手数料はご負担ください。)

【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会

#### 5. 申込方法

【Web 申込の場合】ホームページより申し込みください。

【電話予約の場合】電話にて予約後、申込書に写真添付し、切手を貼った返信用封筒を同封の上当事務所まで郵送ください。(申込書はホームページからダウンロードできます。)

#### 6. その他

- (1) 受講者は受講票と本人確認書類 (自動車運転免許証、健康保険証等) を会場受付に提示して出席印を受けてください。

- (2) 一旦納入された受講料は、返金できません。また、一旦納入された受講料により次回以降の講習への繰り延べ受講も出来ませんので念のため付記します。
- (3) 遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。

\*オリエンテーション終了後は、遅刻とします。

- (4) 昼食及び飲物は各自用意してください。

ご提出いただいた個人情報は、当協会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用しません。

※ 駐車場は、協会は限られた台数しか停められませんので、できる限り乗り合わせ  
てお越し下さい。又お近くの方はできる限り徒歩か自転車、バイクのご利用をお願い  
致します。協会隣の駐車場には停めないでください。

※ 緊急やむを得ない事情が発生した場合は、ご連絡下さい。